

社会福祉法人藤崎台童園役職員等慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎台童園（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、苦情処理第三者委員並びに理事、監事、評議員、苦情処理第三者委員であった者及び法人運営への功績が顕著であると認められる者並びに職員等（以下「役職員等」という。）に対する慶祝、弔慰、退任慰労及び見舞い等のための金品の支給について必要な事項を定め、役職員等に対する慶祝、弔意、退任慰労及び見舞い等の意を表することを目的とする。

(慶祝金)

第2条 慶祝金は、役職員等の結婚、出産、叙勲（褒章を含む）、厚生労働大臣表彰並びに当該年度内に満20歳に達する職員への成人祝いとして、次の金額を支出し、慶祝の意を表す。

(1) 結婚		30,000円、祝電
(2) 出産	本人	10,000円
	配偶者	5,000円
(3) 叙勲（褒章を含む）		30,000円、祝電
(4) 厚生労働大臣表彰		10,000円
(5) 成人祝い		10,000円

(弔慰金)

第3条 弔慰金は、役職員等並びに役職員等の親族（配偶者、子、父母〔配偶者の父母を含む〕、実祖父母及びそれ以外の同居の親族に限る）の死亡に対して、次の金額を支出し、弔意を表す。

(1) 役職員等の死亡	20,000円、生花、弔電
(2) 在職中に死亡した役職員の一週忌	10,000円
(3) 役職員等の配偶者、子、実父母の死亡	10,000円、生花、弔電
(4) 役職員等の義父母、実祖父母及びそれ以外の同居の親族	5,000円、弔電

2 前項に掲げるもののほか、施設の卒園生、後援者等の法人及び施設に縁故の深い者並びにその親族が死亡した場合であって、理事長が特に必要であると認めるときは、弔慰金、生花、弔電の全部又は一部を支出することができる。但し、弔慰金の額は20,000円を超えない額とする。

3 理事長が在任中に死亡したとき（在任中の病気や怪我で退任後に死亡した場合を含む）は、お別れ会や遺族との合同葬などの葬儀に要する費用の全部又は一部を負担することができる。

(退任慰労)

第4条 理事、監事、評議員、苦情処理第三者委員が退任したとき（他の役員等に変更した場合を除く）は、感謝状及び30,000円相当の記念品を贈り、その労に報いることとする。

(見舞金)

第5条 見舞金は、役員等7日以上入院及び災害り災（全半焼、全半壊、床上浸水に限る）に対して、次の金額を支出し、見舞いの意を表す。

(1) 入院		10,000円
(2) 火災	全焼	20,000円
	半焼	10,000円
(3) 災害り災	全壊	20,000円
	半壊	10,000円
	床上浸水	10,000円

(慶弔に付随する費用の支給)

第6条 管理監督者である理事長、園長、副園長が、法人もしくは施設を代表して慶弔に赴く場合（卒園生もしくは在園児の親代わりとして結婚式や葬儀等に参加する場合を含む）、必要な範囲で旅費、宿泊費、貸衣装代（配偶者の分を含む）等の費用を支給することができる。

2 前項の旅費、宿泊費については、社会福祉法人藤崎台童園職員旅費規程の規定を準用し、貸衣装代については10万円（配偶者の分を含む）を限度に実費とする。

3 第1項の旅費、宿泊費、貸衣装代等の必要な費用が、他からの費用で賄われる場合、これを支給しない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月19日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成21年10月6日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成25年1月19日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成31年1月19日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和2年1月18日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和4年1月15日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和4年10月1日から施行する。